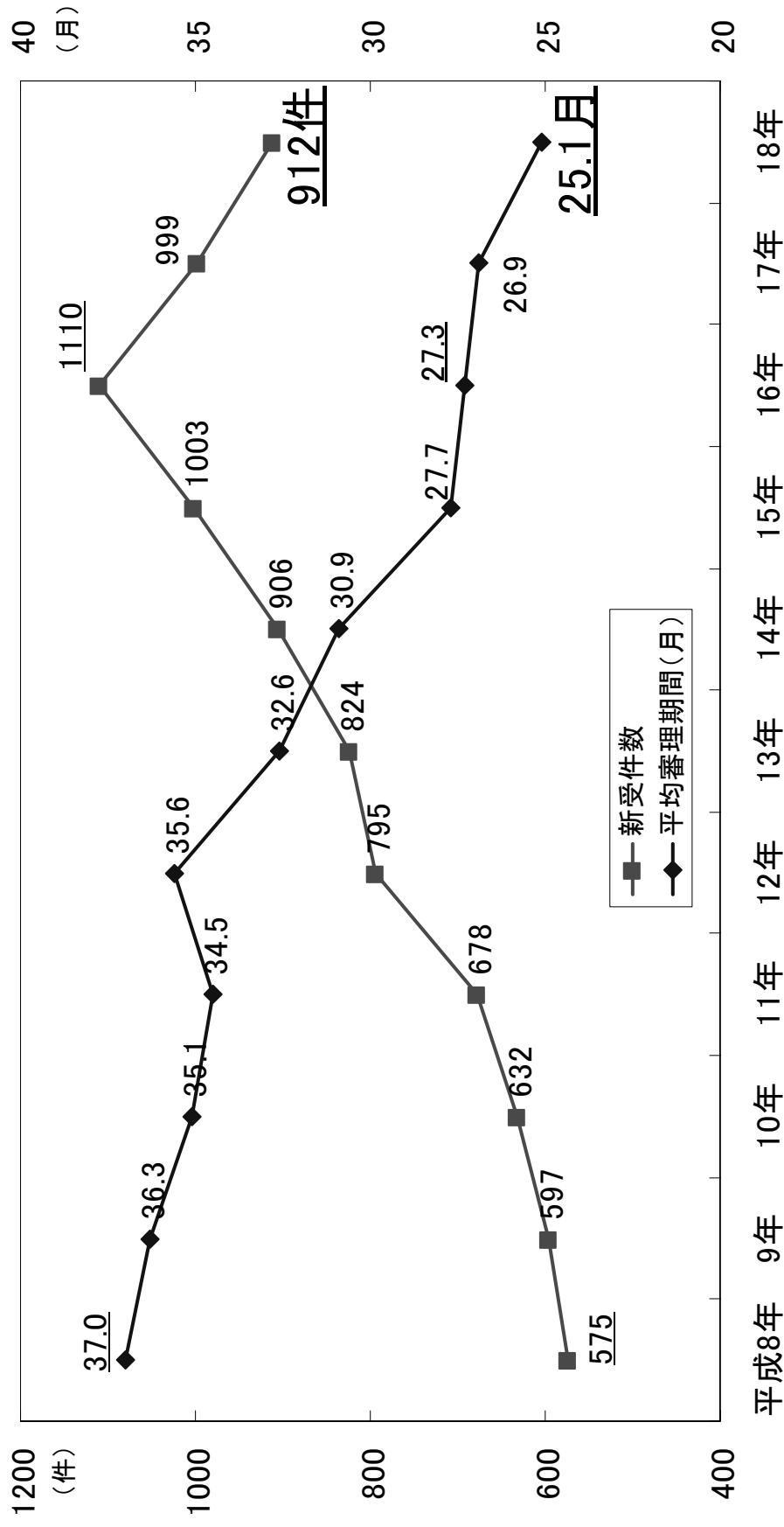


医事関係訴訟事件の件数および平均審理期間



- 平成16年までの数値は、各裁判所からの報告に基づくものであり、概数である。
- 平成18年の数値は速報値である。
- 平均審理期間は、各年度の既済事件のものである。

(注) 数値は最高裁判所ウェブサイトより

民事訴訟の件数の推移

| | 地裁民事・通常訴訟及び人事訴訟の合計（新受） | 平成8年を1とした場合 | 医事関係訴訟（新受件数） | 平成8年を1とした場合 |
|-------|------------------------|-------------|--------------|-------------|
| 平成8年 | 142,959 | 1.00 | 575 | 1.00 |
| 平成9年 | 146,588 | 1.03 | 597 | 1.04 |
| 平成10年 | 152,678 | 1.07 | 632 | 1.10 |
| 平成11年 | 150,952 | 1.06 | 678 | 1.18 |
| 平成12年 | 156,850 | 1.10 | 795 | 1.38 |
| 平成13年 | 155,541 | 1.09 | 824 | 1.43 |
| 平成14年 | 153,959 | 1.08 | 906 | 1.58 |
| 平成15年 | 157,833 | 1.10 | 1,003 | 1.74 |
| 平成16年 | 139,017 | 0.97 | 1,110 | 1.93 |
| 平成17年 | 132,727 | 0.93 | 999 | 1.74 |
| 平成18年 | 148,776 | 1.04 | 912 | 1.59 |

（事件数は最高裁判所調べより）

〔※1 平成16年4月から人事訴訟は家庭裁判所に移管されたため、それ以降家庭裁判所に申し立てられた事件数は含まれていない。
 ※2 平成18年については速報値である。〕

医事関係訴訟事件の新受件数（平成16年）

| 診療科目 | 内科 | 外科 | 整形・ 形成外科 | 産婦 人科 | 小児科 | 精神科 (神経科) | 皮膚科 | 泌尿器 科 | 眼科 | 耳鼻咽 喉科 | 歯科 | 麻酔科 |
|--------------------------------|--------|--------|-------------|----------|--------|--------------|-------|----------|--------|-----------|--------|-------|
| 新受件数 (件) | 280 | 253 | 152 | 151 | 30 | 43 | 20 | 28 | 30 | 26 | 85 | 16 |
| 医師数 (人) | 73,670 | 23,240 | 20,536 | 12,156 | 14,677 | 12,601 | 7,780 | 6,032 | 12,452 | 9,076 | 92,696 | 6,397 |
| 医師1000人 当たりの 新受件数 (件) | 3.8 | 10.9 | 7.4 | 12.4 | 2.0 | 3.4 | 2.6 | 4.6 | 2.4 | 2.9 | 0.9 | 2.5 |

注) 1 新受件数については、最高裁判所ウェブサイトによる(概数)。複数科目に該当する場合は、それぞれに計上されている。

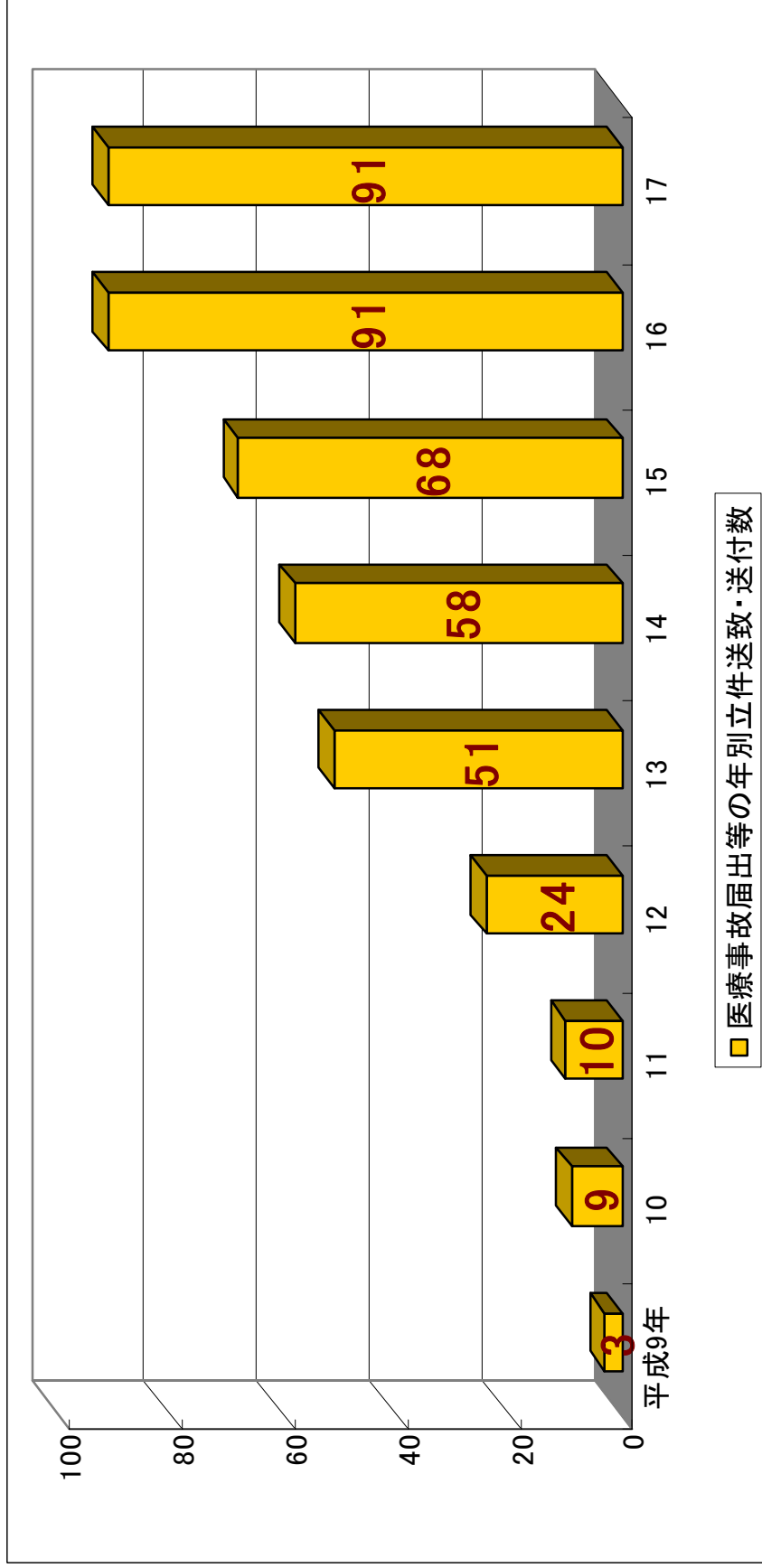
2 医師数は、平成16年医師・歯科医師・薬剤師調査による。

各科の医師数については、以下のように算出している。

- ・精神科(神経科)については、精神科、神経科の医師数を合計
- ・整形・形成外科については、整形外科、形成外科の医師数を合計
- ・産婦人科については、産婦人科、産科、婦人科の医師数を合計

3 医師1000人当たりの新受件数は、医師数に基づいて、厚生労働省において算出したもの

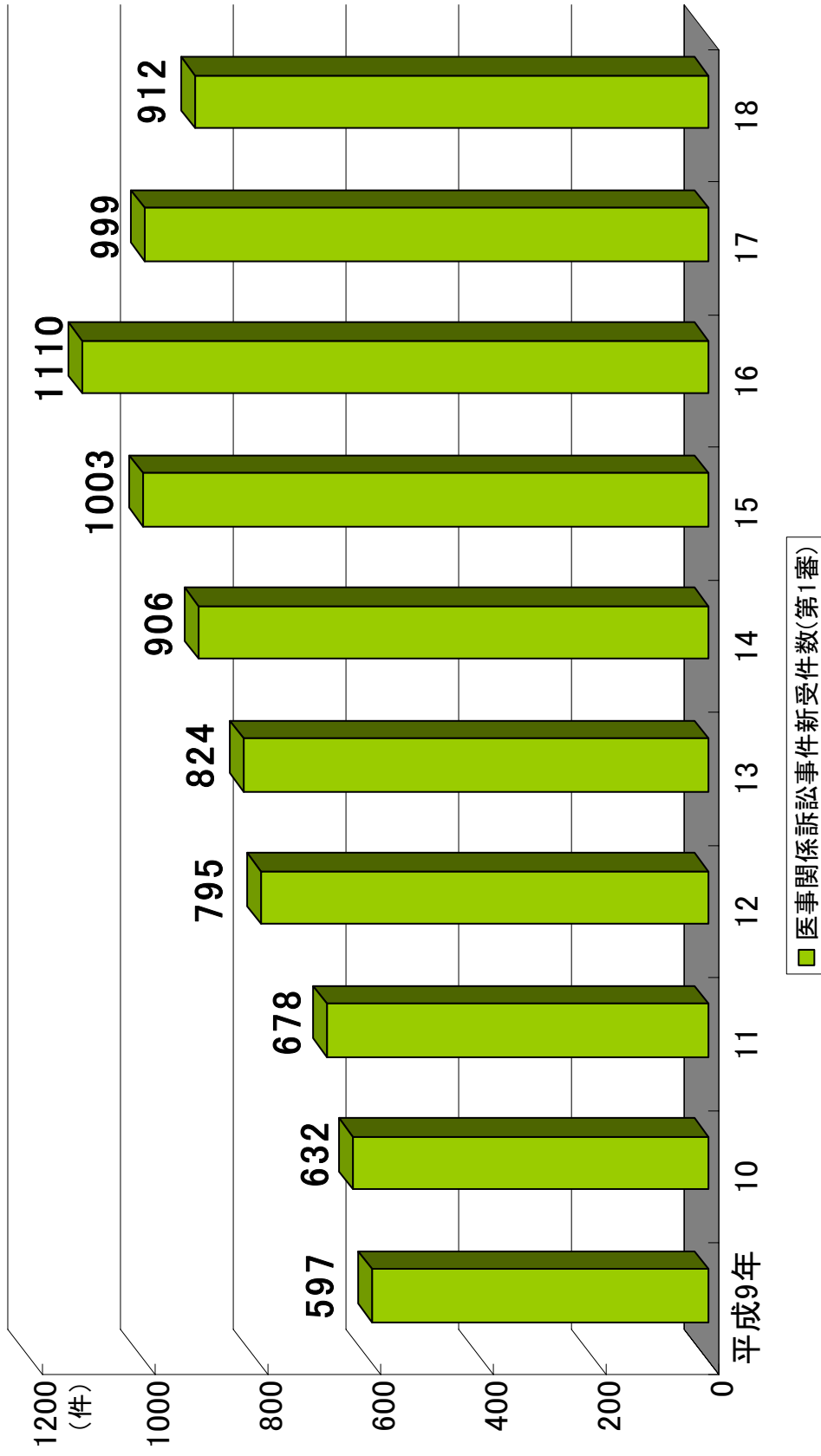
医療事故関係届出等^(※1)の 年別立件送致・送付数^(※2)



※1 「医療事故関係届出等」とは、警察において捜査を開始した件数を指す。
 ※2 「年別立件送致・送付数」とは、平成9年以降、届出等の年にかかわらず、その年に立件送致・送付した件数を示す。
 なお、この件数は、平成9年以降に把握したものに對する数を示しており、平成8年以前に把握したものに對する数は計上されていない。

～ 警察庁刑事局捜査第一課資料
 (平成18年12月31日現在)より～

医事関係訴訟の年次推移(民事)



〔○ 平成16年までの数値は、各裁判所からの報告に基づくものであり、概数である。〕
〔○ 平成18年の数値は速報値である。〕

(注 数値は最高裁判所ウェブサイトより)

医療事故被害者の願い

「医療被害防止・救済システムの実現をめざす会」（仮称）準備室ホームページより抜粋

医療事故に遭った人達の願いは次の五つです。

- ①原状回復 ②真相究明 ③反省謝罪 ④再発防止 ⑤損害賠償

第一に原状回復です。これは元の状態に戻してほしいということです。例えば子供を亡くしたら生き返らせて欲しいという思いがあるわけです。例えば自分の体に麻痺が起きた場合は元に戻して欲しいということです。

二番目は自分の受けた被害の真相を明らかにしてほしいということです。医療事故のケースというのは原状が回復できません。例えば失明したとか腕が麻痺したとかということになると、再手術等をして原状に戻す努力をするわけですが、元通りにはなりません。死んだ人は返りません。特に子供を亡くした時の悲しみは大きいものがあります。それにも拘らず真相が曖昧にされてしまう。場合によれば親の体質とか遺伝とかに問題があったのではないか、というようなことを言われて、お医者さんのミスがどこかへ消えてしまい、亡くなった人のせいに問題がすり替えられてしまい、尊い犠牲がそのまま評価されずにごまかされウヤムヤにされる。ウヤムヤにされるということが堪らなく被害者の気持ちを傷つけるのです。被害を受けたことに加えてウヤムヤにされるという二重の苦しみがあるということをまず理解してほしいと思います。

それから、お医者さん達は「ミスをしました。ごめんなさい」ということを進んでおっしゃるとい事が殆どありません。被害が起きた時「自分は悪くなかった」という弁解を真っ先に言う側面があります。心からの反省の言葉も謝罪の言葉もないということで、これも又患者さんを苦しめることになります。

再発防止については、想像して頂ければわかると思います。一番大切な人を失った時にお金が幾ら貰えるということは考えないですね。そう言う人に私はお会いしたことがない。やはり原状回復、それから真相究明、反省謝罪があってしかるべきで、二度と同じことを繰り返してほしくないという気持ちが非常に強いわけです。自分の大切な人が亡くなったにも拘らず、何の反省もなく、教訓も生かされず、また同じことを繰り返して失敗しそうだとなると、自分の愛した人の死がいかにも軽んじられ意味のないものになっているような感じがします。ところが、「こういうふうには反省をし、二度とこういう事故は起こさないようにするから許して下さい」というようにおっしゃれば気持ちはまだ慰謝されるのです。

多くの薬害の人達が街でいろいろと活動されますけれども、そういう時に「ノー・モア・スモン」等とおっしゃって薬害を二度と繰り返してほしくないという気持ちを強く訴えられます。それは自分の受けた被害が社会化されて、社会の中で生かされ再発防止に何か役立つということが大事だと考えているからなのです。

五番目に損害賠償の問題ですが、医療過誤がありお医者さんのミスがあって被害が発生したというような場合に、やはりご主人が亡くなったりして生活の面で困られることが多いわけです。働けなくなったりもします。そういう意味で賠償が必要になります。